

# 広島市空家等対策計画（第2期）の 素案に、ご意見をお寄せください。

本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成29年3月に、広島市空家等対策計画（第1期）（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、空き家の所有者に対する意識啓発・情報提供や、空き家の流通・活用の促進、空き家の適切な管理の促進に取り組んできたところです。

今後も、空き家全体としては増え続けていくと予想されることから、引き続き、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、広島市空家等対策計画（第2期）を策定することとしており、本計画（第2期）の素案を取りまとめたので、市民の皆様から意見を募集します。

## ■募集期間■

令和4年1月31日（月）から令和4年2月21日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

## ■意見の提出方法■

「氏名」、「電話番号」、「ご意見」をご記入の上、次のいずれかの方法でご意見を提出することができます。様式は問いません。なお、電話や来庁による、口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（匿名でも提出できますが、ご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、なるべく、「氏名」、「電話番号」のご記入をお願いします。）

### ●郵送

〒730-8586（住所は不要です。） 広島市建築指導課へ送付してください。

### ●FAX

082-504-2529 広島市建築指導課へ送信してください。

### ●窓口への持参

午前8時30分から午後5時15分までの間（土・日・祝日を除く。）に広島市建築指導課（広島市役所本庁舎6階）へお持ちください。

### ●本市ホームページからの送信

本市ホームページの応募フォームから送信してください。

広島市総合トップページ（URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）>事業者向け情報>既存建築物の安全対策>空き家対策>「広島市空家等対策計画（第2期）の素案に、ご意見をお寄せください!!!」

## ■素案の閲覧場所■

素案は、上記の本市ホームページからダウンロードできるほか、広島市建築指導課、広島市公文書館、各区役所建築課において閲覧できます。

## ■その他■

お寄せいただいたご意見は、後日、取りまとめた上で、ご意見に対する本市の考え方とともに、本市ホームページ等で公表します。ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見に付された氏名等の個人情報は、ご意見の内容について確認を行う場合にのみ利用し、収集した情報は、広島市個人情報保護条例に基づき、厳重に管理します。

ご意見の提出先・お問合せ先

広島市都市整備局指導部建築指導課（広島市役所本庁舎6階）

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2288 FAX：082-504-2529